

議案の提出について

栗山町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり、栗山町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和6年12月13日

栗山町議会議長 鵜川和彦様

提出者	栗山町議会議員	鈴木千逸
賛成者	〃	端師孝

議案第49号

栗山町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

栗山町議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第52条から第54条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。